

東久世庄増位家小伝

——楽人と領主のあいだ——

早島 大祐

はじめに

応仁の乱終結から九年が経過した文明一八年（一四八六）の冬、この時、幕政の中心を担いつつあった細川政元の奉行人から次のような一通の文書が出されていた。

山城国東久世庄事、依_レ被_レ成_ニ安堵公方奉書_一、為_ニ久我殿御代官_一入部之処、増位違乱之条、太不_レ可_レ然、所詮、為_ニ御被官人中_一、可_レ被_レ合_ニ力久我殿御代官_一之由候也、仍執達如_レ件、

文明十八

十月九日

家兼（花押）

神足孫左衛門尉殿

野田弾正忠殿

高橋勘解由左衛門尉殿^①

差出の家兼とは飯尾家兼のことで、細川家の奉行人。周知の通り、応仁の乱後の幕政において、細川家の権勢が拡大したために、当時の人々の多くは、幕府の奉行人奉書に加えて、細川家からも権利保障の文書を獲得することをめざしていた。細川家が幕政の実権を掌握していたこと

がよくわかる、以後、典型となる文書発給のあり方である。

次に内容を見ると、東久世庄について、領主である久我家が幕府の安堵を受けて代官を入部させたところ、増位という人物が違乱したために同庄近隣の「御被官人」である神足・野田・高橋の三名に合力を命じたことが記されている。ここから応仁の乱が終結してから九年が経過した時点でも、領主久我家が自身の所領に立ち入れなかったことがわかるのだが、ではそれを阻んでいたと増位とは一体、何者なのだろうか。

この史料にみえる増位に関しては、小川信氏の研究が唯一のものである^②。そこでは久我家領東久世庄の歴史が緋かれるなかで、増位についての基本的事実が押さえられているが、現在、京都大学総合博物館が所蔵する「西山地蔵院文書」の調査を通じて、増位に関する新たな史料の存在を知ることになった。小川氏の研究に、今回の調査を通じて明らかにした増位一族の事績を加味して、東久世庄を含む京都西郊の室町時代史を描きだすことが本稿の課題である。

1 応仁の乱後の西岡の知行状況

西軍の軍事行動を主導した畠山義就が河内に下国したことにより、応仁の乱はひとまずの終熄をみた。しかしその後、混乱が静まらなかつ

たことは周知の通りだが、その一方で、義就帰国直後から彼に押領されていた知行地を回復する動きを、京都の領主たちは早速に見せ始める。戦後処理の開始である。久我家に対しても文明九年一〇月一五日付の幕府奉行人奉書にて義就被官の押領地の返還が命じられており、戦争の終結にともない、それまで不知行だった荘園の回復がはかられていたのである。

しかし、畠山義就被官の闕所地も含めた久我庄の知行の行方は、そう簡単には定まらなかった。その理由は例えば次の史料に記されている。

山城国乙訓郡内小寺兵庫助一族并上松父子兄弟・安浦八郎右衛門尉・同太郎左衛門尉等各畠山右衛門佐被官跡所々事、被_レ成_二今御所御料所_一訖、早年貢諸公事以下、如_二先規_一可_レ致_二其沙汰_一之由被_二仰出_一候也、仍執達如_レ件、

文明九

十月廿日

為信（花押）

元連（花押）

当所地下人中^④

ここからわかるように、乙訓郡で西軍畠山義就に与同したのは久我庄荘民だった小寺をはじめとする面々だった。しかしその跡地については直接、もとの荘園領主に還付されるのではなく、今御所足利義尚の御料所として一旦、収公されることが決定されたのである。

同じく西岡にある散在荘園小塩庄においても、事情は同様だった。

文明一〇年に同庄の下司であった神足因幡入道が西軍の山名被官であったことを理由に、東軍方山名右衛門督の料所として収公された^⑤。この時、一族の神足孫左衛門尉は因幡入道は庶子であるとして領有を主張

していたが、その実否はさておき、乱後の敵方闕所地が、荘園領主ではなく、義尚以下、幕府の武士たちの所領として収公される方針だったことがこの事例からもわかるのである。

このように敵方闕所地の御料所化を目指す幕府の介入もあって、思うように荘園知行を回復できなかった領主たちであるが、知行の回復を阻む相手は何も幕府ばかりではなかった。実は同じ荘園領主同士でも、知行回復をめぐる相論が多発していたのである。

久我家名字の地である久我庄でも文明一三年には久我家は五条家のあいだで領有を争っている^⑥。小川氏が指摘する通り、文明一八年にようやく知行は久我家が行い、年貢の一部の三〇石を五条家に渡すことで和与が成立したのである。五条家が東久世庄の知行を主張する根拠は、東久世庄に知行を由緒を有していた土御門家が宝徳四年（一四五二）に家門断絶となった際、何らかの縁故で所領を継承したことによるものであったが、將軍家も含めた京都の領主層は乱の終結に伴い、近隣の領地からの年貢を渴望しており、このように、貪欲な領主たちから出される複雑な権利関係の主張を整理する作業から乱後の知行再編ははじめなければならなかったのである。

以上のような京都の領主間における権利関係の整理に目処がたったところで、彼らがいよいよ本格的に現地の知行回復に乗り出したのが、文明一八年という時期だった。この間、乱の集結から既に一〇年近くの年月が経過している。しかし本当の問題はここからだった。京都の領主間で所領を争っているあいだ、現地では、乱後の混乱そのままに、所領の押領が続けられていたためであり、このことが「はじめに」で引用した文書に記されているのである。

ではこの間、現地は具体的にはどのような状況にあったのだろうか。乱後の京都西郊の状況については別稿で指摘したが、そこで明らかに

したように、文明一八年に細川家は西軍方畠山義就に与同した面々の闕所に、上田林という無名の人物を代官にして入部させる動きを見せた。^⑦しかしこれに地域の国衆が反発し、細川家に安堵を求めるために西岡全体から札銭の供出を要求するという、乙訓惣国の研究史上、よく知られる展開を見せたのだが、国衆が上田林の西軍方闕所地入部に反発した前提に、乱後に彼らが闕所地を知行していた事実をそこでは明らかにした。ここからわかるように西岡の多くの西軍闕所地は、東軍方国人たちの戦功知行地として実質的に支配されていたのである。

そしてその一方で増位のように畠山義就に与同していたはずの在地勢力も粘り強く現地支配を続けており、乱後から一〇年が経過していてもかわらず、現地はいまだ緊張状態にあったことがわかる。^⑧以上の状況を前提に、「はじめに」で引用した文書が出されたのである。

2 増位の出自

このように乱後、西軍方が相次いで下国するなか、西軍畠山義就の被官でありながら、いまだ自身の所領を維持し、京都の領主たちが西岡の知行回復を目論む中でその存在が問題視されていた増位一族であったが、ではそもそも彼は何者なのだろうか。

この点についてまず小川氏の論考をもとに概略を述べておきたい。増位と東久世庄の関わりがわかる早い例は、小川氏も指摘する『大徳寺文書』に残された応永二二年（一四二五）五月二八日付田地宛行状である。そこでは東久世庄二反半が、公文清正らの連署で荘内の寺庵である如意庵に宛て行われているが、この文書の端裏書に「ますいとマスマの御代管マツの支証之状」と記されており、公文清正らは「ますいとマスマの代官」という立場で所領を宛て行っていたことがわかる。ここから応永二二年段階の領

主が増位であったことがわかるだろう。^⑨この『大徳寺文書』中にある東久世庄関係資料群には、例えば応永一一年二月一日付で作成された譲状を見ると「合 小者 在 山城国乙訓郡東久世久我殿御領内鎌田里廿九坪出田一也」とあるから、応永一一年末の時点では領主は久我家であったことがわかる。つまりそれから応永二二年までのあいだに、領主が交代しているのである。

では一体、どのような経緯で増位家は久我家領だった東久世庄を獲得するに至ったのだろうか。このあいだの事情を教えてください、小川氏も引用している次の史料である。

山城国東久世

一、東事、彼尼知行事者、無理條勿論事候之間、替地を御計候て此所をハ被_レ返進一事こそ肝要にて候へとも、ふとハ可_レ然在所も候ハねハ、まつ無理ながら知行事候、今御申候様ニ地下をハ御管領候て、土貢を沙汰つかハされ候へハ、弥此所を他人相續候へき事になり候へハ、御家門の御ため不_レ可_レ然候、只非分の儀にておかれ候へ、以_ニ事次_ニ可_レ被_ニ返進_ニ之由、被_ニ仰下_ニ候之間、万一、彼尼公いつくの寺院へ二ても寄進候など申入候て、重て公験をも拝領候てハ、弥可_レ為_ニ珍事_ニ候之由申入候之処、不_レ可_レ有_ニ其儀_ニ之由被_ニ仰下_ニ候、

これは応永二二年五月一二日付で出された広橋兼宣書状案の一部であり、久我家からの訴えに対する足利義持の返事を記したものである。内容は小川氏も述べるように、

①某尼の東久世庄知行は「無理」、すなわち根拠がないが、彼女の知行は認める。

②久我家が主張する得分だけでも進上してほしいとの件については、下地支配のために新たに第三者を介入させることは将来の問題となるだろうから、現状のままのほうがよい。折りを見て久我家に返すことにしたい。

③某尼がどこかの寺院に寄進するようなことは禁止しておく。

という三点が述べられている。後に増位が同荘の代官をつとめたことから、小川氏も推測した通り、某尼と増位とのあいだに何らかの関係があった見られるが、義持自身、某尼の知行が「無理」であることを認識していたにもかかわらず、知行が認められた尼とは一体、何者だったのだろうか。某尼の正体や増位との関係について、大きな手がかりを与えてくれるのが、次の史料である。

請取申

山城国乙訓郡東久世庄内田地事

合参町者 里坪付在別紙

右彼領者、為増位局性嚴私領、相統増位掃部助入道善樂地也、然間自彼庄、為性嚴追善、於毎年五拾貫文、可奉寄附西山地蔵院、由、從勝定院殿、依被仰出也、于今無相違、雖、然為末代、被進割二分田地参町、米参拾斛、和世六拾定上者、於彼菩提、可訪申者也、万一及違乱者、為公方、可預御載許者也、仍為後日、状如件、

永享七年八月

これは西山地蔵院に残された文書のうちの一つで、内容は次の通りである。

①東久世庄内田地は増位局性嚴の私領であったが、それを増位掃部助入道善樂が相続した。

②性嚴没後、そこから追善のために西山地蔵院に毎年、五〇貫文を寄附するように勝定院足利義持が命令した。

③永享七年（一四三五）に寄進をより確実なものにするために、従来の収獲物から五〇貫文を拠出するというやり方から、五〇貫文分の下地三町を地蔵院に割分するようにした。

本史料の概略は以上の三点にまとめられるが、この史料の登場によって、小川氏が不明としていた点が明らかになる。すなわち、第一に先の史料に出ていた某尼とは増位局性嚴という人物であったこと、そして第二に後に代官となる増位一族は性嚴の一族であり、逆にいえば性嚴は増位家出身の女性で、その姓が局名となっていたことが判明するのである。その彼女に対して、この史料では勝定院義持も、没後、菩提追善料として五〇貫文を西山地蔵院に寄附することを命じている。先の史料で義持が「無理」の知行であるにもかかわらず、性嚴の知行を認めたのも、ここからうかがえる彼女に対する並々ならぬ思いがあったことを考慮すれば、上手く理解できるのではないだろうか。

このように右の文書により、久我家領東久世庄を奪い取った某尼が増位局性嚴という女性であったことが明らかになったのだが、このことが判明したことによって、新たに検討すべき問題も発生している。それはこの増位局という女性がどのような人物で、またなぜ義持からこれほどまでに目をかけられたのかという点である。

結論から先にいえば、増位局性嚴は、宮中の女官であり、箏の名手だった人物である。応永一五年三月八日から二八日までの長期にわたり行わ

れた後小松天皇の北山第行幸の際、琵琶の名手である栄仁親王や、箏の名手である義仁親王、加賀局らとともに、舞童御覧の際に箏を演奏した人物に「増井局」の名前が見える^⑬。この「増井局」が増位局性敵であったことはまず間違いないだろう。

義満は自身が参加する儀式には、音楽に至るまで自分の好みを反映させていたから、彼の最後の盛儀となった今回の行幸に選ばれた増位局性敵の箏の腕前は、相当のものであったに相違ない。何かと父親に反発することの多かった義持も彼女の奏でる音は父と同じ好みだったと見え、相当お気に入りだったことが、性敵追善料の設定を命じた先の史料からもうかがえるだろう。

それでは増位局を生んだ増位家とはそもそもどのような家柄だったのだろうか。

この点を考える上で見逃せないのが、次の史料に見える増位姓の人物である。実は鎌倉幕府以来の伝統的な奉行人の家柄である撰津氏の家中に、増位姓の人物が存在しており、具体的には暦応四年（一三三二）に撰津親秀が記した置文の次に記事に注目したい。

能直并阿古丸母儀、就_二内外大小事_一不_レ可_二相綺_一、山岸藏人入道・加賀修理亮・石川木工助・増位民部大夫・榛谷大夫五人不_レ替存生之時、可_レ相_三計之_一、雖_レ存_二一人異議_一、有_二四人一同之議_一者、可_レ隨_レ之、異議及_二二人_一者、別人公方可_レ令_レ談_三合之_一□、

ここでは、親秀が自身の妻子に関するさまざまな事柄について、増位などの五名に相談することを命じている。ここから幕府官僚撰津家の家中において、増位家が宿老級の家柄だったことがわかるだろう。

撰津家宿老だった増位家の存在がわかる史料は以上の通りだが、問題

はこの増位家と、箏の名手だった増位局を結びつけることに、どの程度の蓋然性があるのかという点にある。両者のつながりを考える際の傍証となるのが、西山地蔵院の存在なのである。

実は撰津家は西山地蔵院文書に寄進状など多くの関連文書を残しており、細川頼之が創建した同院は撰津家の菩提寺でもあった。一方、先に触れたように、増位局の菩提追善を任されて追善料を宛て行われていたのも西山地蔵院であった。ではなぜ増位局の追善供養を西山地蔵院が行ったのだろうか。その理由として、地蔵院が撰津家の菩提寺であり、その縁で、宿老の一族である増位局の追善が行われたとみるのがまず自然だろう。義満・義持二代にわたり楽才を愛された増位局の菩提が地蔵院で弔われているのも、撰津家関係者であったことが一つの理由であったと考えられるのである。

ここまで新紹介史料をもとに、東久世庄を知行してきた増位一族の出自について検討を加えてきた。増位家出身の増位局という女性が、箏の音で、義満・義持といった権力者を魅了したことが明らかになり、増位一族が東久世庄を知行した背景には、このような足利家二代にわたる恩顧の存在が大きくものをいっていたのである。

以上、増位一族が東久世庄を知行するに至る経緯を述べてきたが、章の最後にここで見られたような、今回の増位一族への褒賞事例が、楽人への褒賞事例一般のなかでどのように位置づけられるかについても言及しておきたい。

これまで述べてきた通り、増位局は箏の名手として義満・義持の二代から寵愛を受けていたから、東久世庄が彼女の隠居料などの名目で与えられた可能性は高い。

ただし、他の事例を確認すると、このようなあり方は例外的だったようである。楽人に対する褒賞事例全般についての検討は今後の課題とし

たいが、例えば相国寺落慶法要の際に、舞人をつとめ、義満から褒賞をうけた狛俊葛はその後、応永一三年に困窮を理由に助成を願い出ており、それに対して義満は南都の舞童の師匠として、年四〇〜五〇石を扶持するように興福寺に命じていた⁵⁾。これも楽人への隠居料の一種として理解できるものだろう。

しかし、狛俊葛が与えられたのは得分であり、所領そのものではなかった点に、増位局との大きな違いがある。さらには義満死後の応永一五年七月には、大和六方衆たちから息子の正葛の屋敷が破壊されており、興福寺の助成も、その後なくなってしまったと見てよいだろう。狛家への恩賞宛行が、実は興福寺側から相当、不興を買った行為であり、義満没後すぐに、その憤懣が住居破壊というかたちで爆発したと考えられるのである。義満没後すぐに興福寺から報復を受けた楽人狛氏の事例は、没後も知行を維持していた増位家とは実に対照的である。

楽人の事例以外でも、義満政権末期に見られた義満の恣意に基づく領地宛行がよく見られたことはよく知られているが、いずれも彼の没後には、本来の持ち主が奪還したことは同じく周知の通りである。一例をあげると、応永一一年、義満愛童だった御賀丸が東寺領大和国河原城庄の奪取していたが、その後、同庄を維持することはかなわなかった。また義満存命中であっても、例えば応永元年から八年頃まで山城国守護に抜擢され、政所奉行も務めた結城満藤などは、突然、職を解任される憂き目にあっていたようである。義満の思い付きで宛がわれた知行地や地位を維持することはなかなか大変であったことがわかるだろう。

これらの点も踏まえると、増位一族のあり方が例外的だったことがよく理解できる。では何が増位家の知行を例外的に支えたかといえ、その究極的な要因は、義満・義持親子二代を魅了した、増位局の箏の音にこそあったといえるのである。

3 その後の増位家

ここまで小川氏の示した増位の歴史に、新紹介史料を加えて、彼らが東久世庄を知行する過程を具体的に叙述してきたが、その活動に変化が見られるのが寛正年間である。

山城国東久世庄事、増位長若丸去寛正元年以来年貢未済之間、及_二度々_一差_二日限_一雖_レ相_二触_一之、于_レ今難_二洪_一之上者 早致_二直務_一、向後_二弥可_一下_レ令_二全_一領_二知_一給_二上_一之由所_レ被_二仰_一下_一也、仍執_二達_一如_レ件、
寛正元年十二月廿七日 左衛門尉判 和泉守 判

五条菅侍從殿⁶⁾

ここに増位長若丸が寛正元年（一四六〇）分の年貢を支払っていないことが記されている。この傾向はさらに続き、寛正三年の作成と推定される文書には次のように記されている

一 山城国東久世庄

此間之知行人畠山被官増位掃部助在_二獄山城_一、自_二去年_一非分之族知行、勝定院殿様御代、以_二事次_一可_レ被_二返_一下_一由之御奉書於_二拝領_一、然者事次_レ尤_レ此時也、⁷⁾

これによると、畠山義就の被官である増位掃部助が獄山城におり、その不在のあいだに「非分之族」が東久世庄に居座っていることが記されている。これを機に久我家は東久世庄の奪回を目論んでいたことがここからわかるのだが、寛正元年の増位による年貢違乱の原因が、どうやら

畠山義就との関係にあった様子がうかがえるのである。

実は増位による不知行が訴えられた寛正元年九月には、応仁の乱勃発の一因となる政治史的に重要な事件が起こっていた。それは畠山義就の出仕停止である。將軍義政の後援を得て、畠山家の家督となった義就だが、義政の機嫌を損ねたために、九月二〇日には河内国に下向していた。それ以後、義就追討戦争が繰り広げられていたから、寛正三年に増位が獄山城にあったことも踏まえると、この時に既に増位一族は義就に追従するかたちで、各地を転戦していたのだろう。そのために寛正元年以来、久我庄から年貢があがらなくなっていたのである。

寛正元年以来、河内国で抵抗を続けていた義就だが、寛正四年四月一日には獄山城が落城し義就は紀伊高野山に逃げ落ちていた。その後も討伐戦は続き、同年八月に義就は吉野山にまで逃亡しており、獄山城に籠城していた増位も、義就に帯同していた可能性は高いだろう。

義就の没落とそれに伴う増位氏の東久世庄からの没落を受けて、寛正四年一月一日には、東久世庄を久我家に還付する後花園院の院宣が出されていた¹⁸。その後、一二月二四日に義政は突然、義就を赦免したが、それもすぐに撤回されたようであり、文正元年八月には義就は吉野から再び河内へ出陣し、九月には獄山城、深田城の奪還に成功する。

このように抗争が長期化する状況で、義就に帯同して領地を空けていた増位の跡地の知行の行方がようやく確定することになった。

山城国東久世庄代官職^{増位跡}事、任^二由緒^一被^二返付^一訖、早於^二五条家知行之本役式拾石^一者、致^二其沙汰^一、至^二下地^一者、可^レ被^レ全^二領知^一之旨、可^レ被^レ申^二入前右大臣家^一之由所^レ被^二仰下^一也、仍執達如^レ件、
文正元年十二月三日

河内守(花押)

沙弥(花押)

東久世庄増位家小伝

弾正大弼殿¹⁹

これは文正元年(一四六〇)に出された室町幕府奉行奉書であり、下地の領有は久我家、そのうち二〇石分は五条家に納入することが決定されている。久我家からすれば、実に久しぶりの領地回復であった。

しかし、応仁の乱の勃発により、東久世庄知行の行方は再び不透明なものとなる。応仁の乱後、増位が所領を再び回復していたことは冒頭の史料で見た通りであるが、ではその後、増位はどうしたのだろうか。

『久我家文書』に次に増位が登場するのが、明応二年(一四九三)のことであり、具体的には東久世庄を舞台に繰り広げられた築山合戦においてである。同年四月、明応の政変が勃発し、政変を実質的に主導した細川被官上原元秀が西岡の領地問題にも関与していくが、一連の急な動きは、同じ細川家中内部や莊園領主層から猛反発を受けたようであり、それが表面化して勃発したのが、この合戦であった。

ここでは新たに赤松氏の家臣宇野氏を代官に任命して所領回復を目論む久我家の動向や、細川家中の分断を反映して、細川家に被官化していた西岡の在地領主たちの複雑な動きが見られるが、その詳細は小川氏の整理に譲るとして、ここで注目したいのは、今回の事件が東久世庄の増位氏の知行地をめぐる争いであったにもかかわらず、増位氏の動きがまるで確認できない点である。中央の政治が複雑化するのを反映して、例えば同じ細川被官でも上原方とそれに反発する勢力に分かれるなど西岡の地域社会も入り組んだ展開を見せるのだが、このような歴史の流れのなかで、増位一族は存在感を失っているのである。

増位一族の姿が最後に見えるのは永正七年(一五二〇)である。同年には領地の回復を目指していたことが次の史料からわかる。

又東久世庄事、増位子静永企^三訴詔^一、恣申^二給御下知^一之間、申分の砌、鶏冠井次郎兵衛無^レ謂申給之条、弥家門窮困無^レ極之処、今度就^二御即位之儀^一、中納言可^二參勤^一之旨、御点候間、雖^レ捧^二請文^一、諸国領知者令無足^一、^一事行之由、歎申之処、以^二天憐^一被^二仰分^一之条、此両^一別而被^レ垂^二大悲之高憐^一、預^二安堵御下知^一者、可^二畏存^一之由、粗言上如^レ件、

永正七年九月 日^②

これによると増位の子静永が安堵を獲得して、久我家ともめているさなかに鶏冠井が領地を獲得したことが記されている。結局、同荘は鶏冠井が知行することになり、以後、相論は鶏冠井と久我家を軸に展開していく。室町時代には、東久世庄の歴史の主役だった増位家は、ここでは端役へと転落してしまっていることに気付かされるが、この史料を最後増位家は同荘の歴史の舞台からは姿を消してしまうのである。

おわりに

以上、本稿では一五世紀に東久世庄の代官を務めた増位家について検討を加えてきた。時系列の順になおして増位家の歴史をたどると次の通りになる。

幕府官僚撰津家の家老増位家に生をうけたある一人の女性は、天皇家の女官として出仕し、出身の家の名をとり、増位局と呼ばれていた。筆の才能に恵まれた彼女は、天皇家のみならず、足利義満、義持からもその才を愛され、重要な儀礼には楽人として参加するとともに、義満からは隠居料的に久我家領だった東久世庄の地を与えられていた。彼女はその運営を一族のものに委ね、義持の時代になって、義満が恣意的に宛行つ

た知行地の多くが返付されるなかでも、義持のお気に入りだった彼女の料所はそのまま知行を保証されていた。

その後、増位家は一五世紀中葉までにはほかの西岡の在地領主や土豪たちと同様に、在京する武家の被官となった。彼の被官主は畠山義就であり、中央政治の浮沈とともに、増位家も畠山に従軍していくことになる。そして乱後には旧西軍方であったにもかかわらず、東久世庄の知行を維持していたが、中央とのつながりを失ったままの状態では実力での当知行維持は困難になり、一六世紀初頭までには姿を消してしまうのである。

このように見ると増位家が領主化する過程は少々例外的ではあったが、その没落の過程は、おおまかにいって乱後の畿内の在地領主の没落の一般的形態として位置付けることができる。被官化を通じて所領の安定をはかったものの、被官主畠山義就の軍事動員への出仕が知行地を物理的に空けることにつながったように、知行の帰趨は中央の政治状況に大きく左右されはじめていた。この点は応仁の乱の後に一層顕著になり、畠山義就が中央政界から退場したために増位家と中央とのつながりが失われ、その後、一層複雑化する京の政治状況に直面して、増位家が知行を維持する手段は事実上、全て絶たれていた。その結果、一六世紀初頭には増位家の姿は東久世庄から見えなくなってしまうのである。

なお、増位家の在地領主としての登場の仕方が例外的であったことに関連していえば、そのあり方がいわゆる鉢植型在地領主であった点にもやはり注意する必要がある。関連して指摘できるのは、上久世庄の公文の家柄の寒川氏の存在である。彼が細川被官寒川家の末流の家で、由緒の文書の獲得を梃子に、東寺が後押しする真板氏と相論を繰り返し、武家の後押しもあって、最終的には一五世紀中葉以降、上久世庄公文の家としての地位を確立させたことはよく知られる通りである^②。

ただし、当然ながら両者は全てが共通するわけではない。寒川家が応仁の乱後の混乱のなかでも、国衆として横のつながりを重視することで活路を見いだそうとしていた一方、増位家の場合には横のつながりはありません。見られない点に相違がある。その違いはおそらく、増位と寒川の家の相違に起因すると考えられるが、けれども中世社会像を描く上での主要な舞台となった西岡地方の領主に、寒川だけでなく増位という鉢植型在地領主も存在していたことは、今後、同地域の中世を考える上で、押さえておくべき事実であることは確かだろう。

さて、以上のように東久世庄を領有していた増位一族に関する小伝を書き終えて、あらためて思い至るのは、増位局の箏の音色についてである。義持をして「無理」の知行を認めさせた究極の要因に彼女の箏の音色があったことは本文でも触れた通りだが、残念ながら、義満、義持父子二代を魅了した彼女の箏の音色を知ることができない。まさしく音楽を聴き、終った後、それは空中に消えてしまい、二度と捕まえることはできないのであるが、ただし、少なくとも百年弱という期間、きわめて例外的な方たちではあるが、所領を残し、在地領主として独特の活動をみせた東久世庄増位家の祖として、彼女の楽人としての生をしるよすがを残してくれたことに我々は満足すべきなのかもしれない。

注

- ① 『久我家文書』二九九号
 ② 小川信「久我家領山城国東久世庄について」(『日本史学論集』下巻、吉川弘文館、一九八三年)以下、小川説に関しては本論考による。

- ③ 『久我家文書』二七二～二七七号。
 ④ 『久我家文書』二七九号。
 ⑤ 『尊経閣文庫文書』(『長岡京市史』資料編二)。
 ⑥ 『久我家文書』二八一号。
 ⑦ 早島大祐「京都西郊地域における荘園制社会の解体」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)。
 ⑧ 畠山義就に与同していた増位がこのように依然として所領を維持できたのも、一族に細川方の人間がいたからかもしれない。この点に関しては、『大徳寺文書』二六五〇号、『蔭涼軒日録』文明一八年二月二八日条などを参照。
 ⑨ 『大徳寺文書』二七七〇号。
 ⑩ 『大徳寺文書』二七六七号。
 ⑪ 『久我家文書』一六七(14)号。
 ⑫ 『西山地藏院文書』五卷六号。
 ⑬ 『教言卿記』応永一五年三月八日条。
 ⑭ 早島大祐『室町幕府論』(講談社、二〇一〇年)。
 ⑮ 関連史料は『大日本史料』応永一三年四月一三日条に収載されている。また南都楽人については福島和夫「狛近真の臨終と順良房聖宣」(『日本音楽史叢』和泉書院、二〇〇七年、初出は一九八二年)。
 ⑯ 『東山御文庫記録 諸家文書』(『室町幕府奉行人奉書集成』五九二号)。
 ⑰ 『久我家文書』二二六号。
 ⑱ 『久我家文書』二三八号。
 ⑲ 『久我家文書』二四八号。
 ⑳ 『久我家文書』四一二号。
 ㉑ 上島有「京郊庄園村落の研究」(塙書房、一九七〇年)など。(京都女子大学准教授)